

**一般社団法人 日本認知症予防学会
認知症予防専門臨床検査技師制度委員会 規則**

【総則】

第1条 定款第5条第4項に基づき、日本認知症予防専門臨床検査技師の認定と育成を目的に、認知症予防専門臨床検査技師制度委員会（以下、「委員会」とする）を置く。

【構成】

第2条 委員会は、委員長1名、副委員長2名、委員若干名で構成する。

2 委員長は理事会において理事の中から選出する。

3 副委員長は委員の互選により選任する。

4 委員は理事会の議に基づき、会員の中から理事長が委嘱する。

【任期】

第3条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

【委員会】

第4条 委員会は委員長が招集して議長となる。

2 委員会は、委員現在数の過半数の出席（委任状による出席を含む。）をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第5条 委員会は必要に応じて小委員会を置くことができる。

第6条 本委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

【規定の改廃】

第7条 この規定の改廃は、委員会の議を経て、理事会により行う。

【細則】

第8条 この規定の施行に必要な細則は、別に定める。

附則 この規則は、令和5年4月1日より施行する。